

こがねい 障がい児・者 ふくしサービスマップ



© Studio Ghibli



こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ

令和6年3月発行

発行 小金井市地域自立支援協議会
小金井市福祉保健部自立生活支援課
東京都小金井市本町6-6-3
電話 042-387-9848
FAX 042-384-2524
制作 株式会社中央ジオマチックス

この音声コード(Uni-Voiceコード)を専用のアプリで読み取ると、音声で聞こえ、目の不自由なひとにも本の内容を知ることができます。音声コードは、各ページの右下及び裏面にあります。



古紙を配合しています。

本書の見方

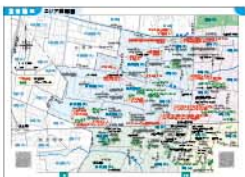
『こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ』は、小金井市内にある福祉施設の場所とサービス内容をまとめたガイドブックです。

本書について

本書では、小金井市を4つの地区に分割し、地区ごとに詳細な地図(エリア詳細図)と福祉施設の情報(施設ガイド)を掲載しています。福祉施設の名称が分かっている場合は、小金井市全図(7ページ)や索引(65ページ)からも確認できます。

エリア詳細図

エリア詳細図では、福祉施設とグループホームの場所がわかります。このほか、小金井市の主要な公共施設や学校などの場所も掲載しています。



施設ガイド

施設ガイドでは、所在地や電話番号などの基本情報と、施設の事業内容などを掲載しています。また、各施設にあるバリアフリー設備については、記号で確認できます。



エリア詳細図で使用している記号について

- 1 福祉施設
- グループホーム

施設ガイドで使用している記号について

所 所在地	P 外来用駐車場あり	1F 昇降の必要なし
電 電話番号	♿ 障がい者用駐車区画あり	🚻 手すり付き洋式トイレあり
F FAX番号	♿ 建物入口まで段差なし	♿ 車いす対応トイレあり
時 開所時間	🚪 自動ドア、または常時開放	👤 オストメイトあり
休 休館日	📡 一般エレベーターあり	👁️ 視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)あり
種 福祉サービス種別	♿ 車いす対応型エレベーターあり	

こがねい障がい児・者ふくしサービスマップの発行にあたって

『こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ』は、小金井市地域自立支援協議会の監修のもと、これから小金井市内の施設や事業所等を利用しようと考えている方に向けて平成28年2月に初版を作成したものです。

初版の発行から7年が経過し、障がい福祉サービスを提供する施設数や事業所数や市内の街並みが変化してきていることから、利用者の利便性の向上のため、更新することといたしました。市内施設や事業所等を1つのマップとして掲載するとともに、そのサービス内容等も併せて紹介しています。利用を検討する際の材料として、また、市内のマップとして本冊子をご活用ください。

本冊子が皆様の施設や事業所の利用の一助となれば幸いです。

最後に、本冊子の作成にあたり、情報の提供にご尽力いただいた市内の事業所や関係機関の皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和6年3月
東京都小金井市

目次

本書の見方	1	北東地区 エリア詳細図	31
発行にあたって	2	施設ガイド	33
福祉サービスについて	3	南東地区 エリア詳細図	41
小金井市全図	7	施設ガイド	43
北西地区 エリア詳細図	9	関係団体	57
施設ガイド	11	グループホーム	59
南西地区 エリア詳細図	23	障がい者団体・ボランティア団体	61
施設ガイド	25	災害への備え(障がいのある方へ)	63
		索引	65

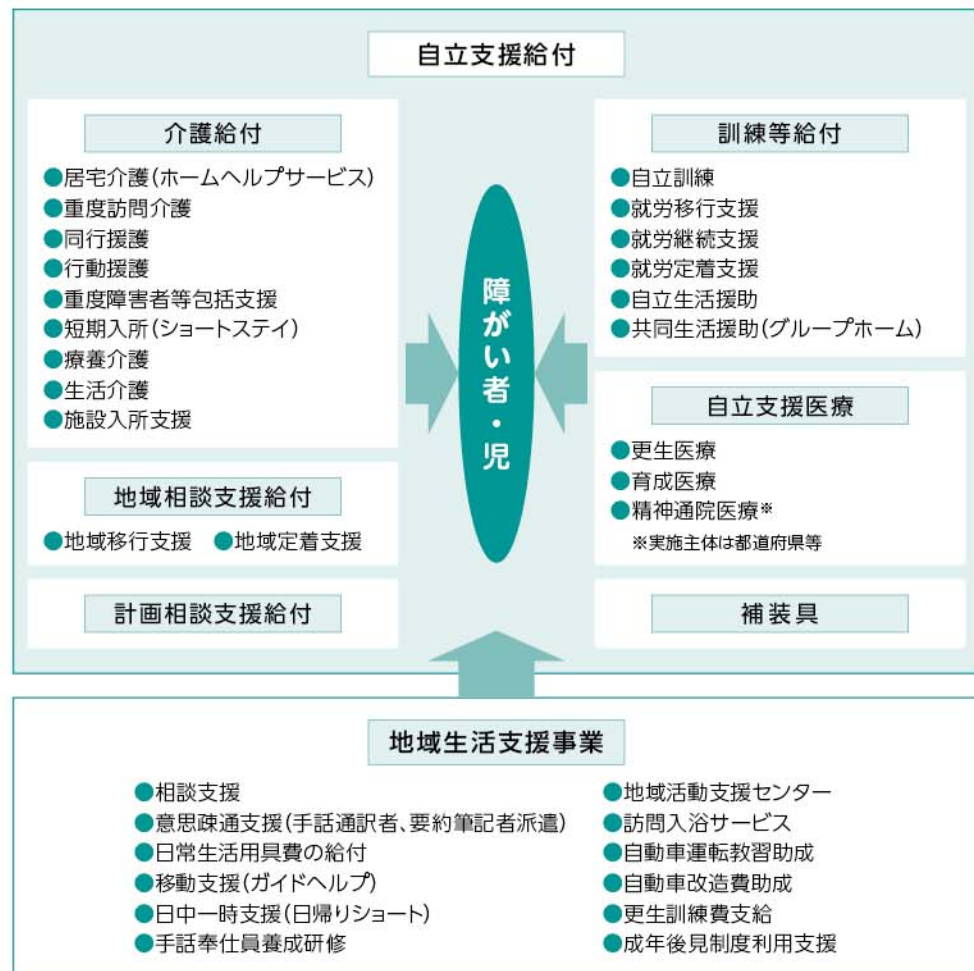
※掲載施設の情報は、令和6年3月1日現在のものです。

国土地理院発行数値地図(国土基本情報)を編集して作成。

障がい者への福祉サービスは「障害者総合支援法」、障がい児への福祉サービスは「児童福祉法」に基づいて提供されます。

○障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法による総合的な支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



※「障害者総合支援法」の正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。

※ここでは、法律で規定されている福祉サービスを掲載しているため、現在、小金井市内で提供されていない福祉サービスもあります。

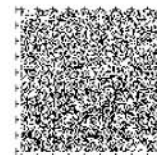
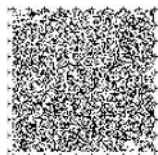
○介護給付・訓練等給付等のサービス内容

介護給付

- **居宅介護（ホームヘルプサービス）**
自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
- **重度訪問介護**
重度の肢体不自由者、その他の障害のある人で常時介護を必要とする人に、総合的な介護を行います。
- **同行援護**
視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に必要な介助や情報提供などを行います。
- **行動援護**
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- **重度障害者等包括支援**
介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
- **短期入所（ショートステイ）**
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。
- **療養介護**
医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関でのリハビリ及び日常生活の介護を行います。
- **生活介護**
常時介護が必要な人に対し、食事等の介護とともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- **施設入所支援**
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

訓練等給付

- **自立訓練（機能訓練・生活訓練）**
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- **就労移行支援**
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- **就労継続支援**
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- **共同生活援助（グループホーム）**
夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の介護又は援助を行います。



●就労定着支援

サービスを利用して一般企業等に新たに雇用された人に対し、継続して勤められるように企業や関係機関との連絡調整や、相談、指導、助言などを行います。

●自立生活援助

自宅で生活するにあたって、家族からの支援が見込めない人に、巡回や訪問、相談対応などを通して、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

地域相談支援給付

●地域移行支援

障がい者支援施設等及び精神科病院などに入所・入院している障がいのある人につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

●地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際に相談、緊急訪問等を行います。

計画相談支援給付

●計画相談支援

支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定及び変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。

地域生活支援事業

●移動支援(ガイドヘルプ)

知的障がい、視覚障がい、重度下肢・体幹・移動機能障がい、精神障がいのある人に対する外出時の介護を行います。

●日中一時支援

介護者が病気の場合などに、日中に施設等で介護を行います。

○児童福祉法のサービス体系

特別な配慮が必要な児童の支援強化を図るため、これまでの種別ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化が図られました。



○障害児通所給付・障害児入所給付等のサービス内容

障害児通所給付

●児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

●医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

●放課後等デイサービス

学校授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

●居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

●保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における児童以外の人との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

障害児入所給付(都道府県)

●福祉型児童入所支援

施設に入所する児童の保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

●医療型児童入所支援

施設に入所する児童の保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

障害児相談支援給付

●障害児相談支援

支給決定又は支給決定の変更前に、児童支援利用計画案を作成し、支給決定及び変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。

